パーツケア
パーツケアライト

「パーツケア」は、自動車部品保険のペットネームです。

ご契約のしおり（約款）

ご契約者の皆様へ

このたびは、当社の「パーツケア（自動車部品保険）」をご契約いただき、ありがとうございます。

▲本冊子には、保険契約の内容となる普通保険約款と特約条項が記載されております。保険契約について特に重要な情報をご説明しております。

▲保険契約者（保険契約の申込みをして保険料を支払う方で、保険契約の当事者となる方です。）と被保険者（保険の補償を受けられる方です。）が異なる場合には、本冊子の説明を被保険者の方にもお伝えください。

▲本冊子は、保険証券同様、保険期間の終了まで保管ください。

6118-1(201508 新)

この冊子には、ご契約について重要な情報が記載されており、以下の構成となっております。

ご契約の手引き

1. 商品内容
商品のしくみやお支払いする保険金など補償の内容についてご説明しております。

2. ご契約時にご留意いただきたいこと
ご契約にあたって定められた事項やご契約に関する重要な事項など、ご契約時にご留意いただきたいことについてご説明しております。

3. ご契約後にご注意いただきたいこと
故障が起こった場合やご契約内容の変更に関する事項など、ご契約後にご注意いただきたいことについてご説明しております。

4. その他
その他、ご契約に関してご留意いただきたいことをご説明しております。

普通保険約款および特約条項

ご契約内容を定めた普通保険約款および特約条項を掲載しております。上記ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいますようお願いいたします。

目　次

ご契約の手引き

1. 商品内容

(1)この保険の引受範囲

①被保険自動車の部品の範囲

この保険で引受の対象となる被保険自動車の部品は、以下のとおりとなっています。

設備名称	部品
エンジン機構	シリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフト、バルブ機構、プッシュロッド、ロッカーアーム、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイール、タイミングチェーン、オートテンショナー、オイルパン、エアフロメーター、スロットルボディ、ISCV・RACY・ACC バルブ、ウォーターポンプ、アイドルアジャストスクリュー、インレットマニホールド、オイルタペット、オイルポンプ、オイルダンパー、ECU、ノックセンサー、O2 センサー、スピードセンサー、スロットルポジションセンサー、クランク角センサー、グローブラグ、ERG(排気ガス循環装置)、ブローバイガス還元装置
過給機	インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、コンプレッサー(タービン)
排気装置	エキゾースト(フロント)パイプ、触媒、遮熱板、センターマフラー、メイン(リア)マフラー、排気温センサー
動力伝達機構	A/T トランスミッション、トルクコンバーター、A/T クーラーホース、A/T セレクトレバー、ソレノイドバルブ、CVT(エレクトロイド CVT は除く)、電磁クラッチ、バックランプスイッチ、ディファレンシャルギア、LSD(リミテッドスリップデフ)、ミッションコントロールコンピューター、マニュアルトランスミッション、クラッチマスターシリンダー、クラッチカバー、レリーズベアリング、レリーズフォーク、プッシュロッド、レリーズケーブル、シンクロメッシュ、クラッチパイプ(ホース)、クラッチディスク、トランスファー、クラッチスタートシステム
冷却装置	電動ファン、ラジエター本体、ファンプーリー、水温センサー、サーモスタット
燃料装置	フューエルポンプ、フューエルインジェクター、フューエルプレッシャーレギュレーター、噴射ポンプ、噴射ノズル、フューエルインジェクションコンピューター、キャニスター、キャブレター、フロート(タンク内)
点火装置	イグニッションスイッチ、イグニッションコイル、ハイテンションコード(プラグコード)、ディストリビューター
始動装置	スターターモーター
潤滑装置	オイルストレーナー、オイルプレッシャースイッチ
ステアリング機構	ステアリングホイール、ギアボックス、パワーステアリング部品、パワステコントロールコンピューター、メインシャフト、コラムチューブ、ステアリングホイールパッド、ステアリングコラムハウジング、ステアリングシャフト、タイロッド、テレスコピック
ブレーキ機構	マスターシリンダー、ディスクブレーキキャリパー、ブレーキブースター、ブレーキドラム、ブレーキホース、パーキングブレーキ、ABS、ストップランプスイッチ、ディスクローター
パワーウィンドウ	レギュレーター、モーター、パワーウィンドウアンプ、ロアサッシュ
ドアロック(トランクは除く)	アクチュエーター、モーター、スイッチ、スピードセンサー、リモコンキー・スマートキー(電池除く)、配線
前後アクスル機構(足回り)	サスペンションアーム、ストラット、スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー、ステアリングナックル、アクスルシャフト、ボールジョイント、アクスルハブ、アクスルハウジング、等速ジョイント、ラテラルリンク、ハブベアリング、ユニバーサルジョイント、トランスアクスル、プロペラシャフト、ドライブシャフト、サスペンション(セルフレベライザー)、サスペンションコントロールコンピューター
充電装置	オルタネータ(ジェネレーター)、IC レギュレーター
エアコン装置	ヒーターユニット、ヒーターコア、ヒーターウォーターバルブ、ブロアモーター、ブロアモーターレジスター、エアコンユニット、コンプレッサー、コンプレッサーマグネットクラッチ、エバポレーター、コンデンサー、レシーバータンク、エキスパンションバルブ、電動ファン、空調操作(マルチディスプレイ除く)、クーラーガス
電動ミラー	ミラー角度調整機構、電動格納モーター、電動格納スイッチ
電動ドア(トランク除く)	モーター、スイッチ、配線、センサー、オートクロージャー
乗員保護機構	エアバックコントロールユニット、エアバックセンサー、エアバックモジュール、スパイラルケーブル、Gセンサー、シートベルト
装備品	サンルーフモーター、サンルーフスイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、イモビライザー、横滑り防止機構(VDC,VSC 等)、トラクションコントロールシステム(TSC 等)、ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンプ、ウィンカースイッチ、HID、純正オーディオ、純正ナビゲーション

②被保険自動車の範囲

被保険自動車は、つぎの事項をすべて満たした自動車とします。

ア. 当社が指定する工場で法定6か月点検、法定12か月点検および法定24か月点検を実施(注)。または、当社が認める法定6か月点検、法定12か月点検および法定24か月点検と同水準以上の点検を実施。

(注)認証工場(道路運送車両法第78条第1項)、指定工場(道路運送車両法第94条の2第1項)をいいます。

イ. 初度登録から12年以内

ウ. 既走行距離が12万km以下

エ. 用途車種がつぎのいずれかに該当する自動車

・国産自家用普通乗用車
・国産自家用小型乗用車
・国産自家用軽四輪乗用車
・国産自家用普通貨物車
・国産自家用小型貨物車
・国産自家用軽四輪貨物車

※上記ア～エを満たした自動車でも、一部お引き受けできない自動車があります。
詳しくは、当社フリーダイヤル0120－300―427(「ご契約内容等に関するお問い合わせ」)までお問い合わせください。

③被保険者の範囲

被保険者は、被保険自動車の所有者(注)とします。

(注)被保険自動車の所有者は、所有権を有する方(車検証等の所有者欄をご確認ください。)の他に、ローン購入などで所有権をまだ取得されていない場合は、被保険自動車を購入された方をいいます。

(2)お支払いする保険金

被保険自動車メーカー(以下「メーカー」といいます。)の取扱説明書に従った正常な使用状態で、被保険自動車を構成する部品(注)の故障により、当社指定の工場で修理が行われた場合に、被保険者が負担された修理費用に対して保険金をお支払いします。

(3)保険金をお支払いできない主な場合

・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
・被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
・無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって生じた損害
・衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品その他の偶然な事故による損害
・自家用途以外の目的で使用しているときに生じた損害
・定期点検、法定点検整備またはメーカーが指定する点検整備を実施していないことを直接の原因とする損害
・法令またはメーカーが認めていない改造、架装等を直接の原因とする損害
・メーカーの取扱説明書に記載されている取扱方法とは異なる使用および保管等を直接の原因とする損害
・故障の再現性が認められない場合
・保険期間の始まる前に故障原因が発生している場合
・法定点検整備などの費用または定期交換部品にかかる費用およびそれに伴う予防的整備費用
・被保険自動車が使用できないことから生じる代替交通手段費用(レンタカー等の代車費用)
・消耗部品の交換・補充費用

※上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約条項をご確認ください。

(4)特約条項

①保険料分割払特約(特約条項は、21ページをご参照ください。)

保険料払込方法が月払の場合に、この特約が付帯されます。

②初回保険料口座振替特約(特約条項は、23ページをご参照ください。)

保険料払込経路が口座振替の場合に、この特約が付帯されます。

③クレジットカード払特約(特約条項は、25ページをご参照ください。)

保険料払込経路がクレジットカード払の場合に、この特約が付帯されます。

④通信販売に関する特約(特約条項は、27ページをご参照ください。)

保険契約の申込みに際し、通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結する場合に、この特約が付帯されます。

⑤保険契約の継続に関する特約(特約条項は、29ページをご参照ください。)

保険契約の継続をされる場合、この特約が付帯されます。

⑥保険証券等の発行に関する特約(特約条項は、31ページをご参照ください。)

保険契約者がこの保険契約の保険証券等の発行を不要として、保険契約の申込みを行なう場合に、この特約が付帯されます。

⑦補償部品限定特約(特約条項は、32ページをご参照ください。)

保険の対象の範囲を限定される場合、この特約が付帯されます。

⑧補償部品追加特約(福祉車両用)(特約条項は、33ページをご参照ください。)

国内メーカーが作成する福祉車両に装着された福祉車両装置を保険の対象の範囲とされる場合、この特約が付帯されます。

⑨長期保険保険料一括払特約(特約条項は、34ページをご参照ください。)

保険期間が2年間の保険料払込方法が一括払の場合に、この特約が付帯されます。

⑩長期保険保険料年払特約(特約条項は、35ページをご参照ください。)

保険期間が2年間の保険料払込方法が年払の場合に、この特約が付帯されます。

2. ご契約時にご留意いただきたいこと

(1)保険期間および保険責任の開始時期

保険期間は1年または2年です。

当社からの保険契約引受けの承諾があったことを条件に、保険始期日の午後4時より、保険責任が開始します。

(2)保険契約の継続について

保険契約の継続については、当社より保険契約の満了する日の2か月前の日までに継続契約のご案内を送付します。保険契約の満了する日の1か月前の日までに当社または保険契約者から別段の意思表示がない場合、満了する保険契約と同一の契約内容で継続されます。

(3)保険料とお支払方法

①保険料の決定の仕組み

保険料は、被保険自動車の排気量、年式および既走行距離から決定されます。

要素	区分
排気量	660cc 以下／661cc 超 2,000cc 以下／2,001cc 超 3,000cc 以下／3,001cc 超
年式	4 年以内／4 年超 6 年以内／6 年超 10 年以内／10 年超 12 年以内
既走行距離	50,000 ㎞以下／50,001 ㎞超 70,000 ㎞以下／70,001 ㎞超 100,000 ㎞以下／100,001 ㎞超 120,000 ㎞以下

(注)申込時の年式および既走行距離は、「申込時年月—初度登録年月」、「申込時既走行距離」となります。継続契約の場合は、申込時を継続時と読み替えます。

②保険料の払込方法

保険料の払込方法は、月払、年払および一括払のいずれかになります。保険料の支払方法は、口座振替、クレジットカード払のいずれかになります。

(4)告知義務

保険契約者には、当社が告知を求めた告知事項に対して事実を正確に申告する必要(告知義務)があります。申告内容が事実と異なる場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

①車名、②型式、③車台番号、④登録番号(ナンバープレート)、⑤初度登録年月、⑥用途・車種、⑦使用目的、⑧車検満了日、⑨法定点検日、⑩既走行距離、⑪排気量、⑫他の保険契約の有無

(5)個人情報の取扱いに関するご案内

当社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること

③当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

(6)満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

3. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1)クーリングオフ

ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)ができます。ただし、継続契約は、クーリングオフの対象にはなりません。

①お手続き方法

クーリングオフの手続は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社宛に必ず郵送してください。

【宛て先】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6－6－3新宿国際ビルディング新館4階

【記載必要事項】

ア. ご契約をクーリングオフする旨の内容
イ. ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、押印、電話番号
ウ. ご契約を申し込まれた年月日
エ. ご契約を申し込まれた保険の内容(証券番号、取扱代理店名)

②お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返しします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

(2)部品の故障が発生した場合の手続き

①部品の故障が発生した場合の対応等について

ア. 被保険自動車の部品の故障が発生した場合には、故障発生の日時、場所および故障の概要を直ちに当社受付センター(フリーダイヤル)にご連絡いただき、当社が指定する工場に入庫させてください。
イ. 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当社にご相談ください。
ウ. 正当な理由なく上記の対応をしていただけない場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

②保険金請求に必要な書類について

保険金請求にあたっては、つぎの書類を当社にご提出ください。

ア. 当社所定の保険金請求書
イ. 損害見積書(修理費用見積書)
ウ. 損害の程度等に応じて、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

③保険金お支払いまでの期間について

保険金のご請求手続きが完了したその日を含めて 30 日以内に、当社は、保険金のお支払いに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いに必要な事項の確認に以下の特別な照会・調査が必要な場合には、以下に記載する照会・調査に応じた所定の日数以内に保険金をお支払いします。

ア. 警察、検察、消防等の公の機関への照会が必要な場合 ‥‥180 日
イ. 専門機関の鑑定等の結果の照会が必要な場合 ‥‥‥‥‥‥90 日
ウ. 災害救助法が適用された地域での調査が必要な場合 ‥‥‥60 日

(3)通知義務など

①通知義務

ご契約後、通知事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご通知いただく必要(通知義務)があります。ご連絡がない場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

【ご連絡が必要となる主な通知事項】

ア. 用途・車種または登録番号(ナンバープレート)が変更となったとき
イ. 使用目的が変更となったとき

②契約内容の変更などが必要な場合

ご契約後、つぎの事実が発生する場合、契約内容の変更などが必要となりますので、あらかじめ当社までお電話などでご連絡ください。

【ご連絡が必要となる主な変更内容】
ア. ご契約者が住所を変更されたとき
イ. ご契約の被保険自動車を譲渡されるとき

（4）重大事由による解除

つぎの事由が生じた場合、当社は書面による通知をもって保険契約を解除することがあります。保険契約を解除した場合、その事由が生じた時から解除するまでに発生した故障による損害に対しては保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
②被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
④①～③のほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

（5）保険契約の継続に関する特約

①この特約は、保険契約の満了する日の 1 か月前の日までに、保険契約者または当社から別段の意思表示がない場合、満了する時の内容と同一の契約内容で保険契約を継続させていただくものです。
②この特約により、保険契約を継続される場合にも「2.（4）告知義務 【告知事項】」に記載された事項等についての告知が必要となります。

（6）保険契約の失効

保険契約締結後、以下に記載する事実が発生した時に保険契約は失効し、以後に生じた故障による損害に対して当社は保険金をお支払いしません。以後の期間に対する保険料をお返しする場合がありますので、当社までお申し出ください。

①被保険自動車が廃車となった場合
②被保険自動車が譲渡された場合

（7）保険契約の解約

保険期間の中途において、保険契約を解約（保険契約者の請求による保険契約の解除）される場合、つぎの計算式によって算出した保険料を返還します。

解約返戻金＝保険料×（1－既経過期間に対する短期料率(注)）

(注)短期料率は、「ご契約のしおり（約款）」の別表2でご確認ください。

4. その他

（1）保険会社破綻時等の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

（2）保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等行った上で、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

（3）継続契約の取扱い

①保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
②保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約を引き受けないことがあります。

（4）少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等

①保険期間は、損害保険の場合、2 年以内となりますが、この保険契約の場合、1年間または2年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、1,000 万円以下となりますが、この保険契約の場合、保険契約申込書に記載の保険金額となります。
②同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則 1,000 万円が上限となり、また、同一の保険契約者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則 10 億円が上限となります。

目　次

普通保険約款

特約条項

自動車部品保険　普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
既走行距離	被保険自動車の運転席に定着または装備された計器に表示された数値のうち、被保険自動車の走行距離の累計を示す数値(注)をいいます。 (注)キロメートル単位とします。
継続契約	この普通保険約款に基づく保険契約と保険契約者、被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。
故障	機械的または電気的ストレス等により被保険自動車の保険の対象に要求されている機能が失われることをいいます。
自動車の所有者	自動車を保有する者の他に、自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主または自動車が１年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合はその借主をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約、共済契約またはメーカー保証等をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第２章　補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険自動車メーカー（以下「メーカー」といいます。）の取扱説明書に従った正常な使用状態で、被保険自動車を構成する次条に規定する部品の故障により、当会社指定の工場で修理がなされた場合に、被保険者が負担した修理費用損害について、この約款に従い、被保険者に保険金を支払います。

第３条（保険の対象の範囲）

この約款における保険の対象の範囲は、別表１に掲げる部品とします。

第４条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
　ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
　イ．アに定める者の法定代理人
　ウ．アに定める者の業務に従事中の使用人
　エ．アに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 被保険自動車を競技、曲技（注５）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。

（注１）　これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注３）　使用済燃料を含みます。

（注４）　原子核分裂生成物を含みます。

（注５）　競技または曲技のための練習を含みます。

（注６）　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）

② ①および②に定める者の法定代理人
③ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
④ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（保険金を支払わない場合－その３）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品その他の偶然な事故
② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 2 章自動車の保安基準に適合しない被保険自動車
③ 自家用途以外の目的で使用しているとき
（２）当会社は、次のいずれかに該当する事由を直接の原因とする故障により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 定期点検、法定点検整備またはメーカーが指定する点検整備の未実施
② 保険の対象の範囲外の部品
③ 法令またはメーカーが認めていない改造、架装等
④ メーカーの取扱説明書に記載されている取扱方法とは異なる使用および保管等
⑤ メーカーが指定する油脂類、液類以外の使用
⑥ メーカーが指定する純正部品以外の使用
⑦ 保険期間の始まった後に取り付けられた部品
⑧ 使用損耗または経年劣化（塗装面、メッキ面、内外装部品、樹脂部品などの自然退色、錆、劣化、摩耗など）
（３）当会社は、当会社が指定する工場で調査の結果、次のいずれかに該当する事項が確認できた場合は、保険金を支払いません。
① 故障の再現性が認められない場合
② 保険期間の始まる前に故障原因が発生していると認められる場合
③ 走行メーターの変更、取り外しが認められる場合
④ 機能上問題が認められない場合
⑤ （１）に起因する故障および（１）の不適切な修理に起因する故障と認められる場合

第７条（保険金を支払わない場合－その４）
当会社は、保険契約者または被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。
① 法定点検整備、メーカーが指定する点検整備または定期交換部品にかかる費用およびそれに伴う予防的整備費用
② 日常使用時における予防的整備費用
③ 被保険自動車が使用できないことから生じる代替交通手段費用（レンタカー等の代車費用）等
④ 消耗部品の交換・補充費用
⑤ 被保険自動車の引取りおよび納車等の費用

第８条（被保険自動車の範囲）
この約款における被保険自動車は、次の事項をすべて満たした自動車とします。
① 当会社が指定する工場で法定６カ月点検、法定１２カ月点検および法定２４カ月点検を実施

②　初度登録から１２年以内
③　既走行距離が１２万ｋｍ以内
④　用途車種が次のいずれかに該当する自動車
　　ア．国産自家用普通乗用車
　　イ．国産自家用小型乗用車
　　ウ．国産自家用軽四輪乗用車
　　エ．国産自家用普通貨物車
　　オ．国産自家用小型貨物車
　　カ．国産自家用軽四輪貨物車

第９条（被保険者の範囲）
　この約款における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第１０条（保険金の支払額）
　当会社が第２条（保険金を支払う場合）の修理費用損害について支払う保険金の金額は、当会社が指定する工場において、故障発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用とします。

第１１条（保険金の支払限度額）
　当会社が支払うべき保険金の金額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第３章　基本条項

第１２条（保険責任の始期および終期）
（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。
　（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。

第１３条（保険責任のおよぶ地域）
　当会社は、被保険自動車が日本国内にある間に生じた故障による損害に対してのみ保険金を支払います。

第１４条（告知義務）
（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
　①　（２）に規定する事実がなくなった場合
　②　当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③　保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき故障の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④　当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

⑤　保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合

⑥　保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（４）（３）⑤および⑥の規定は、（３）⑤および⑥に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

（５）（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第２３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（６）（５）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した故障による損害については適用しません。

第１５条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

①　被保険自動車の用途車種または登録番号（注１）を変更したこと。

②　①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注２）が発生したこと。

（注１）車両番号および標識番号を含みます。

（注２）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第２３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した故障による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した故障による損害については適用しません。

（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（７）（６）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第２３ 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した故障による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第１６条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第１７条（被保険自動車の譲渡）

（１）被保険自動車が譲渡（注１）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注２）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人（注２）に譲渡（注１）する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人（注２）に移転します。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

（２）当会社は、被保険自動車が譲渡（注１）された後（注２）に、被保険自動車について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

（注２）（１）ただし書の書面を受領した後を除きます。

第１８条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第１９条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 被保険自動車が滅失した場合

② 被保険自動車が譲渡された場合

第２０条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第２１条（保険契約の解除）
（１）当会社は、第１７条（被保険自動車の譲渡）（１）の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が譲渡または返還された場合に限ります。
（２）当会社は、保険契約者が第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）または（２）の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
（３）保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（４）（１）に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて３０日以内に行使しなければ消滅します。

第２２条（重大事由による保険契約の解除）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（２）（１）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した故障による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第２３条（保険契約解除の効力）
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
（１）第１４条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。
（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
（３）（１）および（２）の規定により追加保険料を請求する場合において、第２１条（保険契約の解除）（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した故障による損害については除きます。
（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
（４）第１７条（被保険自動車の譲渡）（１）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（５）（４）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。
（６）（１）、（２）および（４）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（７）（６）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第２５条（保険料の返還－無効または失効の場合）
（１）第１８条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

第２６条（保険料の返還－取消しの場合）
第２０条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第２７条（保険料の返還－解除の場合）
（１）第１４条（告知義務）（２）、第１５条（通知義務）（２）、同条（６）、第２１条（保険契約の解除）（１）、同条（２）、第２２条（重大事由による保険契約の解除）（１）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。

（２）第２１条（保険契約の解除）（３）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対して別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。なお、差し引いた額が負となる場合は請求します。
（３）第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定に基づき、保険契約者が保険料の返還を受けていた場合または追加保険料を支払っていた場合に、保険契約者が保険契約を解除した場合は、保険契約の条件に応じた保険料から既経過期間に対して別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料およびその保険契約にかかる未払込保険料（注）の合計額を差し引いて、その残額を返還します。
（注）払込期日が到来していない保険料を含みます。

第２８条（故障発生時の義務）
保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、故障が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
② 故障発生の日時、場所および故障の概要を直ちに当会社所定の連絡先に対して行い、当会社が指定する工場へ入庫させること。ただし、当会社が指定する工場が被保険自動車を受け入れることができない場合等、入庫させることができない相当の理由を当会社が承認した場合を除きます。
③ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。
④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

第２９条（故障発生時の義務違反）
当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条②から④までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

第３０条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の負担した修理費用の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
被保険者の負担した修理費用額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第３１条（保険金の請求）
（１）当会社に対する保険金請求権は、第２条（保険金を支払う場合）の故障による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
① 保険金の請求書
② 損害見積書

③　その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族

（注）第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、故障の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第３２条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて３０日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、故障と損害との関係および内容

④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①　（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）　１８０日

②　（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会　９０日

③　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査　６０日

④　（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　１８０日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第３３条（時効）

保険金請求権は、第３１条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第３４条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①　当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

②　①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第３５条（保険契約者の変更）

（１）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人に移転させる場合は、第１７条（被保険自動車の譲渡）（１）の規定によるものとします。

（２）（１）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（３）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第３６条（保険料の増額または保険金の削減等）

（１）保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向って保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
（３）（２）の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。
（４）（３）の通知を受けた保険契約者は、次の①から③までのいずれかの方法をとることについて、書面により当会社に指定しなければなりません。
① 保険料を増額する方法
② 保険金額を減額する方法
③ 保険契約を解除する方法
（５）（４）の書面による指定がなされない場合は、当会社は、保険契約者が(4)②の方法を指定したものとみなします。

第３７条（継続契約の見直し）
（１）保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
（２）（１）の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約の終了する日より起算して２か月前の日までに書面をもってこれを通知します。
（３）（１）の規定により保険金額を減額した場合でも、保険金額の減額前に開始した故障については、減額前の契約内容に従って保険金を支払います。

第３８条（保険契約の継続辞退）
（１）保険期間の終了に際し、保険契約を継続しようとする場合において、保険金の支払額の増加により保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難となった場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。
（２）（１）の規定により、継続契約を引き受けない場合は、保険契約の終了する日より起算して２か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

第３９条（保険契約者保護機構）
この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

第４０条（訴訟の提起）
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第４１条（準拠法）
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

【別表１】

設備名称	部品
エンジン機構	シリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフト、バルブ機構、プッシュロッド、ロッカーアーム、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイール、タイミングチェーン、オートテンショナー、オイルパン、エアフロメーター、スロットルボディ、ISCV・RACY・ACC バルブ、ウォーターポンプ、アイドルアジャストスクリュー、インレットマニホールド、オイルタペット、オイルポンプ、オイルダンパー、ECU、ノックセンサー、O2 センサー、スピードセンサー、スロットルポジションセンサー、クランク角センサー、グローブラグ、ERG（排気ガス循環装置)、ブローバイガス還元装置
過給機	インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、コンプレッサー（タービン）
排気装置	エキゾースト（フロント）パイプ、触媒、遮熱板、センターマフラー、メイン（リア）マフラー、排気温センサー
動力伝達機構	A/T トランスミッション、トルクコンバーター、A/T クーラーホース、A/T セレクトレバー、ソレノイドバルブ、CVT（エレクトロイド CVT は除く)、電磁クラッチ、バックランプスイッチ、ディファレンシャルギア、LSD（リミテッドスリップデフ)、ミッションコントロールコンピューター、マニュアルトランスミッション、クラッチマスターシリンダー、クラッチカバー、レリーズベアリング、レリーズフォーク、プッシュロッド、レリーズケーブル、シンクロメッシュ、クラッチパイプ（ホース)、クラッチディスク、トランスファー、クラッチスタートシステム
冷却装置	電動ファン、ラジエター本体、ファンプーリー、水温センサー、サーモスタット
燃料装置	フューエルポンプ、フューエルインジェクター、フューエルプレッシャーレギュレーター、噴射ポンプ、噴射ノズル、フューエルインジェクションコンピューター、キャニスター、キャブレター、フロート（タンク内）
点火装置	イグニッションスイッチ、イグニッションコイル、ハイテンションコード（プラグコード)、ディストリビューター
始動装置	スターターモーター
潤滑装置	オイルストレーナー、オイルプレッシャースイッチ
ステアリング機構	ステアリングホイール、ギアボックス、パワーステアリング部品、パワステコントロールコンピューター、メインシャフト、コラムチューブ、ステアリングホイールパッド、ステアリングコラムハウジング、ステアリングシャフト、タイロッド、テレスコピック
ブレーキ機構	マスターシリンダー、ディスクブレーキキャリパー、ブレーキブースター、ブレーキドラム、ブレーキホース、パーキングブレーキ、ABS、ストップランプスイッチ、ディスクローター
パワーウィンドウ	レギュレーター、モーター、パワーウィンドウアンプ、ロアサッシュ
ドアロック（トランクは除く）	アクチュエーター、モーター、スイッチ、スピードセンサー、リモコンキー・スマートキー（電池除く)、配線
前後アクスル機構（足回り）	サスペンションアーム、ストラット、スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー、ステアリングナックル、アクスルシャフト、ボールジョイント、アクスルハブ、アクスルハウジング、等速ジョイント、ラテラルリンク、ハブベアリング、ユニバーサルジョイント、トランスアクスル、プロペラシャフト、ドラ

	イブシャフト、サスペンション（セルフレベライザー）、サスペンションコントロールコンピューター
充電装置	オルタネータ（ジェネレーター）、IC レギュレーター
エアコン装置	ヒーターユニット、ヒーターコア、ヒーターウォーターバルブ、ブロアモーター、ブロアモーターレジスター、エアコンユニット、コンプレッサー、コンプレッサーマグネットクラッチ、エバポレーター、コンデンサー、レシーバータンク、エキスパンションバルブ、電動ファン、空調操作（マルチディスプレイ除く）、クーラーガス
電動ミラー	ミラー角度調整機構、電動格納モーター、電動格納スイッチ
電動ドア（トランク除く）	モーター、スイッチ、配線、センサー、オートクロージャー
乗員保護機構	エアバックコントロールユニット、エアバックセンサー、エアバックモジュール、スパイラルケーブル、Ｇセンサー、シートベルト
装備品	サンルーフモーター、サンルーフスイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、イモビライザー、横滑り防止機構（VDC,VSC 等）、トラクションコントロールシステム（TSC 等）、ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンプ、ウィンカースイッチ、HID、純正オーディオ、純正ナビゲーション

【別表２】

既経過期間	短期料率
１か月まで	３１％
２か月まで	３８％
３か月まで	４４％
４か月まで	５０％
５か月まで	５６％
６か月まで	６３％
７か月まで	６９％
８か月まで	７５％
９か月まで	８１％
１０か月まで	８８％
１１か月まで	９４％
１２か月まで	１００％

（注）既経過期間のうち１か月に満たない期間については１か月とします。

保険料分割払特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第４条（分割保険料領収前の取扱い）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回分割保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（追加保険料の払込み）

（１）普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）または同条（２）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（２）当会社は、保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

（３）（１）の規定により追加保険料を請求する場合において、（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した故障による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

（４）普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（４）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（５）保険契約者が（４）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。

（６）普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（６）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（７）保険契約者が（６）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた故障による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第６条（分割保険料不払の場合の取扱い）

（１）当会社は、保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。

（２）第２回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに故障による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、払い込みを怠っていた分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第７条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（２）（１）の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① （１）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② （１）②による解除の場合は、次回払込期日

第８条（第２回分割保険料不払の場合の特則）

保険料払込方式が口座振替による場合に、当会社は、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注）に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関

初回保険料口座振替特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第１回目に払い込むべき保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の振替日（注）をいいます。 （注）損害保険料預金口座振替依頼書に記載された期日
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載欄の保険期間をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

（１）この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

（２）この特約は、①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出（注）が、保険期間が始まる時までになされていること。

（注）この保険契約が当会社の継続契約で継続前契約の指定口座に変更がない場合に限り、提出を省略することができます。

第３条（初回保険料の払込み）

（１）初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

（２）初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

（３）保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条（初回保険料払込み前の取扱い）

（１）初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

（２）当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の故障による損害に対しては、この特約が付帯された普通保険約款第１２条（保険責任の始期および終期）（３）の規定およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の取扱いに関する規定を適用しません。

（３）（２）の規定により、保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の故障による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（４）（３）の規定にかかわらず、故障の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその故障による損害に対しては、保険金を支払います。
（５）（４）の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第５条（初回保険料不払の場合の取扱い）
（１）当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとみなします。
（２）（１）の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
（３）当会社は、（１）の取扱いを行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第６条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

クレジットカード払特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第２条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第３条（保険料領収前の取扱い）

（１）保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードにより支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は（１）の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第４条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

（１）前条（２）①のこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

（２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（１）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（１）の規定を適用します。

（３）保険契約者が（２）の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（３）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（保険料の返還の特則）
　普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、同条（２）、同条（４）、同条（６）、同第２５条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）および同第２７条（保険料の返還－解除の場合）までの規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（２）の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料の金額を既に支払っている場合を除きます。

第６条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合は第１回分割保険料を、初回保険料口座振替特約が適用されている場合は初回保険料をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険契約の申込み）

（１）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

① 保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。

② 郵便、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約の申込みの意思を表示すること（注）。

（注）当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、そのデータを当会社に送信することを含みます。

（２）（１）の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社が、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを承認することにより、保険契約が成立します。

（３）（１）②の規定による保険契約の申込みを行う場合には、普通保険約款第１条（用語の定義）に規定する告知事項の定義を次のとおり読み替えるものとします。

「

用語	定義
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、郵便、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として提示すること（注）によって当会社が告知を求めたものをいいます。 （注）当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に掲示することを含みます。

」

第４条（保険料の払込み）

保険契約者は、保険期間の始期までに保険料を払い込まなければなりません。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合には、その規定に従って払い込むものとします。

第５条（この特約による当会社への通知）

（１）保険契約者または被保険者が次の①から⑥までの通知または申出を行う場合は、書面または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等（注）において定める通信手段により、当会社に行うものとします。

① 普通保険約款第１４条（告知義務）（３）③の規定による訂正の申出

② 同第１５条（通知義務）（１）の規定による通知

③ 同第１６条（保険契約者の住所変更）の規定による通知

④ 同第１７条（被保険自動車の譲渡）（１）の規定による通知

⑤　同第２４条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）（６）の規定による通知
⑥　この保険契約に適用される他の特約の規定による通知
（注）当会社所定のウェブサイト等上に提示された画面を含みます。

（２）保険契約者が普通保険約款第２１条（保険契約の解除）（３）に定める通知を行う場合は、書面により当会社に行うものとします。ただし、保険契約者の解除の意思が明確に示される場合に限り、同条（３）に定める通知を保険契約締結の際に当会社が交付する書面等（注）において定める通信手段により当会社に行うことができるものとします。
（注）当会社所定のウェブサイト等上に提示された画面を含みます。

第６条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険契約の継続に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
既走行距離	被保険自動車の運転席に定着または装備された計器に表示された数値のうち、被保険自動車の走行距離の累計を示す数値(注)をいいます。 (注)キロメートル単位とします。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
継続契約	この保険契約と保険契約者、被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として、この特約により締結される保険契約をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
法定点検日	道路運送車両法第 48 条に基づき、実施された定期点検整備の日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険契約の継続）

（１）当会社は、この保険契約の満了する日の２か月前の日までに、この保険契約がこの特約の規定により継続されることを次のいずれかの方法により通知します。

① 保険契約者にあてて書面を送付すること。

② 当会社所定のウェブサイト等上に掲示すること。なお、その掲示を行った場合は、当会社は郵便、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、保険契約者があらかじめ申し出た連絡先に通知します。

（２）この保険契約の満了する日の１か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容で継続されるものとします。

（３）（２）にかかわらず、継続契約に適用される次の契約内容については、この保険契約の保険期間の満了する時の内容と同一の契約内容とみなします。

① 継続契約の保険期間は１年間となること。

② 当会社と保険契約者との間の合意によって、継続契約に、この保険契約の保険料の払込方法と異なる保険料の払込方法が適用されること。

③ 特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約の継続契約への適用、あるいは特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約の継続契約への不適用

（４）（２）にかかわらず、当会社は、保険事故の有無およびその内容または保険契約者からの申告等により、この保険契約の契約内容と異なる保険料および特約等の契約内容を、継続契約に適用することができるものとします。

（５）（２）にかかわらず、当会社が、制度・料率等（注）を改定した場合には、継続契約に適用される制度・料率等（注）は、各継続契約の保険期間の初日における制度・料率等（注）とします。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。

（６）（４）および（５）の場合、当会社は、（４）および（５）による変更後の継続契約の内容を（１）の方法等により保険契約者に通知します。

第４条（継続契約の告知義務）

（１）第３条（保険契約の継続）および前条の規定によりこの保険契約が継続される場合において、保険契約者または被保険者は、当会社が第３条（１）の通知によって、告知を求めた事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（２）（１）の規定にかかわらず、この保険契約締結等の際に、保険契約者または被保険者が普通保険約款第１４条（告知義務）の規定により当会社に告げた事項（注）に変更がない場合には、当会社への告知は必要ありません。この場合において、この保険契約締結の際に、保険契約者または被保険者が告げた事項を継続契約で告知された事項とみなします。

（注）被保険自動車の法定点検日、既走行距離は除きます。なお、普通保険約款第１５条（通知義務）および同第１６条（保険契約者の住所変更）の規定により当会社に通知された事項を含みます。

（３）（１）および（２）の規定による告知については、普通保険約款およびこれに適用された特約の告知義務に関する規定を適用します。

第５条（継続契約の保険料の払込み）

保険契約者は、継続契約の保険期間の初日までに保険料（注）を払い込まなければなりません。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合には、その規定に従って払い込むものとします。

（注）保険料を分割して払い込む場合は、第１回分割保険料をいいます。

第６条（保険契約継続証等の交付）

（１）当会社は、この特約により、継続契約について、保険契約継続証またはこれに代わる書面（以下「保険契約継続証等」といいます。）を保険契約者に交付することができます。

（２）（１）の規定により、保険契約継続証等が保険契約者に交付された場合、当会社は、保険契約者からの請求があるときに限り、保険証券を保険契約者に交付します。

（３）（１）の規定により、保険契約継続証等が保険契約者に交付された場合で、保険証券が保険契約者に交付されていないときは、継続契約に適用されている普通保険約款および特約（注）については、「保険証券」を「保険契約継続証等」に読み替えて適用します。

（注）この特約を含みます。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険証券等の発行に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
保険証券等	保険契約時に発行する保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時に発行する書面をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険証券等の発行を不要として、当会社に対して保険契約の申込みを行なう場合に適用されます。

第３条（保険証券等の発行に関する取扱い）

（１）当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定める方法により、この保険契約の保険証券等の発行を請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに当会社へ請求した場合に限ります。

（３）（２）の規定により、保険契約者から保険証券等の発行を請求された場合には、当会社は保険証券等を発行するものとします。

第４条（保険証券記載事項の適用）

保険契約者が前条（２）の請求を行なわなかった場合は、ウェブサイト等上で当会社が定める画面に表示した事項を、保険証券記載の事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

第５条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、当会社は、その規定を適用しません。

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

補償部品限定特約

第１条（この特約の適用条件）
　この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険の対象の範囲の読み替え）
　この特約により、普通保険約款第３条（保険の対象の範囲）を次のとおり読み替えて適用します。

「第３条（保険の対象の範囲）
この約款における保険の対象の範囲は、次に掲げるタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣまたはタイプⅤの部品のいずれかとします。

	設備名称（注）
タイプⅠ	パワーウィンドウ、ドアロック（トランクは除く）、エアコン装置、電動ミラー、電動ドア（トランクは除く）、乗員保護機構、装備品
タイプⅡ	エンジン機構
タイプⅢ	エンジン機構、パワーウィンドウ、エアコン装置、電動ドア（トランク除く）
タイプⅣ	エンジン機構、動力伝達機構
タイプⅤ	エンジン機構、動力伝達機構、冷却装置、燃料装置、点火装置、始動装置、潤滑装置、充電装置、エアコン装置

（注）設備名称に含まれる部品は普通保険約款別表１と同じです。」

補償部品追加特約（福祉車両用）

第１条（用語の定義）
　この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
福祉車両	平成 3 年厚生省告示第 130 号第一項 37 号、38 号に定められた自動車（注）をいいます。 （注） ・身体に障害を有する者による運転に支障がないよう、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号第 91 条の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、当該身体に障害を有する者の身体の状態に応じた、補助手段が講じられている自動車 ・車いす及び電動車いすを使用する者を車いす等とともに搬送できるよう、車いす等昇降装置を装備し、かつ、車いす等の固定等に必要な手段を施した自動車（乗車定員 11 人以上の普通自動車については、車いす等を使用する者を専ら搬送するものに限る。）

第２条（この特約の適用条件）
　この特約は、被保険自動車が福祉車両であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第３条（保険の対象の範囲）
　当会社は、この特約により、普通保険約款第３条（保険の対象の範囲）の規定に掲げる部品のほか、国内メーカーが作成する福祉車両に装着された福祉車両装置を保険の対象の範囲とします。

第４条（被保険者自動車の範囲）
　被保険自動車が福祉車両の場合には、当会社は、この特約により普通保険約款第８条（被保険自動車の範囲）④に掲げる規定を適用しません。

第５条（準用規定）
　この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

長期保険保険料一括払特約

第１条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（１）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（２）普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第２４条（６）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

第２条（保険料の返還－無効または失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第２５条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第３条（保険料の返還－解除の場合）

普通保険約款第１４条（告知義務）（２）、第１５条（通知義務）（２）、同条（６）、第２１条（保険契約の解除）（１）、同条（２）、第２２条（重大事由による保険契約の解除）（１）または普通保険約款第２１条（保険契約の解除）（３）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通保険約款第２７条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第４条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第５条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

長期保険保険料年払特約

第１条（用語の定義）
　この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日から起算した１年ごとの期間をいいます。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
猶予期間	払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。

第２条（保険料の払込方法）
　当会社は、この特約に従い、保険契約者が年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第３条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）
　当会社は、前条の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込を払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間猶予します。

第４条（保険料領収前の事故）
（１）当会社は、保険期間が始まった後でも、第２条（保険料の払込方法）の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。保険契約者が次条（４）の追加保険料の払込みを怠った場合も、また同様とします。
（２）当会社は、保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間を経過した後も払い込まなかった場合は、その払込期日後に生じた故障による損害に対しては、保険金を支払いません。
（３）（２）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその年額保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えて第１条（用語の定義）および第３条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）の規定を適用します。

第５条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更等）
（１）普通保険約款第１４条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条（３）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）の規定により返還または請求し、普通保険約款第１４条（３）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）の規定により返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。
　（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日をいいます。
（３）普通保険約款第２４条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）および同条（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その承認をした日の属する契約年度の年額保険料の差額については、普通保険約款第２４条（６）の規定により返還または請求し、その承認をした日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料に基づき年額保険料を変更します。

（４）（１）から（３）までの年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第６条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の年額保険料は変更しません。

第７条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込）

当会社は、保険金支払の原因となった故障が猶予期間内に生じ、その故障による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第８条（解除－次年度以降の年額保険料不払の場合）

（１）保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間内に払い込まなかった場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

（２）当会社は、（１）の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除はその払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（３）（１）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料は返還しません。

第９条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。